日本大学口腔科学会会則

平成13年 4月 1日 制定 平成13年 4月 1日 施行 9月 1日 改正 平成15年 9月 7日 改正 平成19年 4月 1日 改正 平成20年 4月 1日 改正 平成25年 9月 1日 改正 平成25年 4月 1日 施行 平成29年 9月 3日 改正 平成29年 4月 1日 施行 平成30年 9月 2日 改正 平成30年 7月 1日 施行

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学会は、日本大学口腔科学会と称し、その英文名を Nihon University Society of Oral Science という。

(事務局)

第2条 学会事務局は、日本大学松戸歯学部内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本学会は、歯科医学及びこれに関連する学術領域の発展向上を図ることを目的 とする。

(事業)

- 第4条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - ① 研究発表会及び学術講演会の開催
 - ② 機関誌「日大口腔科学」の発行
 - ③ 本学会の対象とする学術領域における研究業績に対する表彰。
 - ④ その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

- 第5条 本学会は、次の会員で構成する。
 - ① 正会員は、本学会の目的に賛同する個人で、日本大学松戸歯学部の教員、大学院生、歯科医学に関連する教育・研究機関の歯科医師、医師及びコ・デンタルスタッフとする。
 - ② 学生会員は、本学会の目的に賛同する学生で理事会において承認された者とする。
 - ③ 法人会員は、本学会の目的に賛同し、理事会において承認された法人又は団体とする。

- ④ 名誉会員は、本学会の活動に特に功労があった会員で、常任理事会において推薦され、総会の承認を得た者とする。
- ⑤ 終身会員は、日本大学松戸歯学部の研究講座員とする。

(入会手続)

第6条 本学会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本学会 に申し込むものとする。

(各種変更手続)

第7条 会員の姓名,連絡先等の届出事項に変更が生じた場合,又は会員が退会を希望 する場合は速やかに本学会に届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会で審議のうえ、その資格を取り 消すことができる。
 - ① 退会届を提出し、受理された場合
 - ② 2年間以上会費を滞納した場合
 - ③ 本学会の名誉を傷つけ、目的に反する行為があった場合

第4章 役員

(役員)

第9条 本学会に次の役員を置く。

会長
副会長
2名

③ 常任理事 4名

④ 理事 60名以内

⑤ 監事 2名

⑥ 評議員 160名以内

⑦ 幹事 若干名

(職務)

- 第10条 役員の職務は、次のとおりとする。
 - ① 会長は、本学会を代表し、会務を統括する。
 - ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - ③ 常任理事は、常任理事会を組織し、総務、学術、会計及び編集の各会務を担当する。
 - (1) 総務担当常任理事は、会員の入退会に関する事項、総会並びに役員会に関する事項、その他の会の運営全般に関わる会務を担当する。
 - (2) 学術担当常任理事は、学術委員会を組織し、総会並びに学術大会の運営に関する会務を担当する。
 - (3) 会計担当常任理事は、本会の資金収支並びに資産に関する会務を担当する。
 - (4) 編集担当常任理事は、編集委員会を組織し、機関誌「日大口腔科学」の編集・ 刊行等に関する事項を担当する。
 - ④ 理事は、理事会を組織し、本学会の目的達成に必要な事項を審議及び運営する。
 - ⑤ 監事は、会計及び会務を監査する。
 - ⑥ 評議員は、評議員会を組織し、重要事項について審議する。
 - ⑦ 幹事は、常任理事の担当する会務を補佐する。

(役員の委嘱)

- 第11条 役員の委嘱は、次のとおりとする。
 - ① 会長は、日本大学松戸歯学部長とする。

- ② 副会長は、理事の中から会長が委嘱し、総会において承認を得た者とする。
- ③ 理事は、評議員の中から会長が委嘱し、総会において承認を得た者とする。
- ④ 常任理事は、理事の中から会長が委嘱し、総会において承認を得た者とする。
- ⑤ 監事は、理事の中から会長が委嘱し、総会において承認を得た者とする。
- ⑥ 評議員は、正会員の中から会長が委嘱し、総会において承認を得た者とする。
- ⑦ 幹事は、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 諸会議

(諸会議)

- 第13条 本学会は、第2条の目的を達成するため、次の会議を開催する。
 - ① 総会
 - ② 評議員会
 - ③ 役員会
 - ④ 学術委員会
 - ⑤ 編集委員会

(総会)

- 第14条 総会は、会長の招集により年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、次の事項について審議のうえ、承認を得なければならない。
 - ① 事業計画及び収支予算案
 - ② 事業報告及び収支決算
 - ③ 会則等の制定及び改廃
 - ④ その他必要と認めた事項

(評議員会)

第15条 評議員会は,毎年1回開催する。ただし,会長が必要と認めたときは,臨時評議員会を招集する。

(役員会)

- 第16条 理事会は、必要に応じ、随時会長が招集する。
- 2 常任理事会は、常任理事が担当する会務を円滑に行うために、随時会長が招集し、 総務担当常任理事がその議長を務める。

(学術委員会及び編集委員会)

- 第17条 学術委員は、学術担当常任理事が推薦し、会長が委嘱する。
- 2 学術委員会は、学術担当常任理事及び学術委員で組織し、学術大会の運営に関する 業務を担当する。
- 3 表彰に関する規程は、別に定める。
- 4 編集委員は、編集担当常任理事が推薦し、会長が委嘱する。
- 5 編集委員会は、編集担当常任理事及び編集委員で組織し、機関誌の編集及び刊行、 投稿論文の査読等に関する業務を担当する。
- 6 投稿規程は、別に定める。

第6章 会計

(会計年度)

第18条 本学会の会計年度は,4月1日に始まり,翌年3月31日に終わる。

(経費)

第19条 本学会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。

(会費)

- 第20条 本学会の会費は,年額5,000円とし,年度当初に納入するものとする。ただし, 学生会員,法人会員及び終身会員の会費は,別に定める。なお,名誉会員の会費は, 免除する。
- 2 年度途中に退会する者には、納入済の当該年度の会費は返却しないものとする。
- 3 日本大学歯学会の会員は、会費 3,000 円を支払えば、本学会学術大会当日に発表することができる。

附則

この会則は、平成30年7月1日から施行する。